

単 価 契 約 書

京都府を甲とし、決定後記入を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり単価契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品名等 **【溶解文書】** 行政文書、シュレッダー破砕紙等古紙の引取り及び溶解処分
 【古新聞等】 古新聞等古紙の引取り及び処分
- (2) 予定数量 **【溶解文書】** 118,000kg
 【古新聞等】 34,000kg
- (3) 契約単価 **【溶解文書】** 決定後記入 円/kg
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 決定後記入 円/kg)
 【古新聞等】 決定後記入 円/kg
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 決定後記入 円/kg)
- (4) 契 約 期 間 令和7月10月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 履 行 期 限 原則として各月4回(引取日は別途協議) その他甲が指示する日
- (6) 履 行 場 所 京都府庁
- (7) 契約保証金 免除とする
- (8) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年3パーセント
- (9) 行政文書等古紙の引き取り及び溶解文書については、秘密保持のため、検量後、全量を溶解処分するものとし、溶解証明書を提出するものとする。また、物品の搬送中においても、機密保持に責任を持つものとする。
- (10) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(下請等)

第3条 乙は、この契約について第三者に委任又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該契約に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(危険負担)

第4条 この契約履行に際し発生する一切の損害は乙の負担とする。ただし、天災、その他不可抗力による場合及び甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(物品の引渡し)

第5条 乙は、甲の指定する日に職員立ち会いの上引き取りを行い、同日検査を行い、速やかに検量証明書を提出するものとする。

(代金の納付)

第6条 甲は、前条の検量証明書の確認後、乙に対して、各月ごとに納入通知書により納入の通知を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定による納入の通知後 15 日以内に契約代金を納付しなければならない。
- 3 乙は、前項の期間内に契約代金を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第 1 条第 8 号の利率を乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成 23 年京都府条例第 29 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（履行日の延期）

第 7 条 甲は、正当なる事由による場合は、乙と協議の上、別に履行日を指定することができる。

- 2 乙は、契約履行に際し、天災、その他不可抗力による場合等その責めに帰することができない事由により履行期日に履行できないときは、遅滞なく甲にその事由を届け出て甲と協議のうえ履行日を変更することができる。

（履行遅滞）

第 8 条 乙の責めに帰すべき事由により頭書の期間内に履行することができない場合において、甲は、期限を延期することができる。この場合、乙は甲に対して、売払代金に対し第 1 条第 8 号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の遅延損害金の端数処理の計算方法については、第 6 条第 4 項の規定を準用する。ただし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約の解除）

第 9 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を経過しても着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき又は甲の指定する職員の指揮監督に従わないとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、発注が予定数量の 3 分の 2 以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙は、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に売り払いした数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定数量から既に売り払いした数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償の予定)

第12条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第13条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第14条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来

すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

第16条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第17条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 京都府

知 事 西 脇 隆 俊



乙 住 所

氏 名

